

# Nishihara

PR Magazine

February.2022

祝 成人  
令和4年  
西原町成人式



二十歳の門出、  
決意新たに

写真撮影時のみ、マスクを外しております。

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金給付を予定しています。

手続き方法などの詳細については、随時、町ホームページ等でお知らせします。

**【給付額】** 1世帯あたり10万円

**【対象となる世帯】**

①住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で西原町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和3年分の住民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、世帯全員の令和3年1月以降の収入が減少し『住民税非課税相当』の収入となった世帯

※なお、①、②いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

**【申請方法】**

①の世帯→支給対象と思われる世帯に確認書を送付します。(2月中旬に発送予定)氏名・口座の情報などに変更が無いか、ご確認の上で確認書を返送してください。

②の世帯→申請が必要です  
2月7日(月)から窓口で配布予定

**【申請期限】**

①の世帯→町が確認書を送付してから3か月程度

②の世帯→令和4年9月30日(金)まで

**【申請場所】** 町民ギャラリー(西原町役場内)

**【受付時間】** 9:00~11:30 13:30~16:30

**【給付方法】** 原則、口座振込となります

**【制度についてのお問い合わせ】**

内閣府コールセンター

電話番号: 0120-526-145

受付時間: 午前9時から午後8時(土日祝は休み)

**※詐欺被害にご注意ください!**

不審な電話や郵便物等については、消費生活センターや警察署などにご連絡ください。



**【お問い合わせ】**

臨時特別給付金プロジェクトチーム

☎970-8433(2月7日(月)から開設)

福祉保険課 ☎911-9163

## ~令和4年4月時点で新中学3年生以下のお子様がいる保護者様へ~ こども医療費助成の対象年齢の拡充について

令和4年4月診療分から、通院の対象年齢と、窓口無料化(現物給付)の対象年齢をどちらも「中学3年生」まで引き上げます!

現行 令和3年3月31日診療分まで			拡充後 令和4年4月1日診療分から		
	対象年齢	給付方法		対象年齢	給付方法
通院	小学校入学前まで	現物給付	➔	通院	中学卒業まで <b>現物給付 または 自動償還</b>
入院	中学卒業まで	自動償還		入院	中学卒業まで

以下の条件に該当する場合は手続きが必要です!

■入院のみ対象だったから、こども医療の受給者証を作っていない

■受給者証は持っているけど、記載されている保険情報が古い

※受給者証に記載されている情報と、健康保険証の情報が一致しない場合、利用ができません。

下記のことを揃えてこども課窓口にて、登録・変更手続きを行ってください。

①お子様の健康保険証

②保護者名義の通帳またはキャッシュカード

【※金融機関、支店名(店番号)、口座番号、名義(カナ)が分かるもの】

令和4年の3月末ごろには、新しい受給者証を発送いたしますので、お早めに手続きをお済ませください。

現物給付の利用方法については、西原町ホームページをご確認ください。



**【お問い合わせ】**

福祉部こども課 子育て支援係 ☎945-5311

**申請期限間近!**

## 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

※この給付金は子育て世帯への給付金になります。

**申請期限: 令和4年3月15日(火)**(※当日消印有効)

**1. 支給対象者(支給要件)**

■令和3年度住民税(均等割)が非課税の方  
または

■令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く

**2. 対象児童**

令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)

(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

**3. 支給額**

対象児童1人につき、5万円です。(1回のみ)

**4. 申請が必要な方・申請方法**

①高校生のみ養育している方

②収入が急変した方

給付金を受け取るには、申請が必要です。

申請書に必要書類を添付してこども課窓口へ直接、または郵送でご提出ください。

詳細は西原町ホームページを確認してください。給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



**【送付先】**

〒903-0220 西原町字与那城140-1 西原町こども課 宛

**【お問い合わせ】**

西原町福祉部 こども課 子育て支援係

☎098-945-5311



「子育て世帯生活支援特別給付金」の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

不審な電話や郵便があった場合は、西原町こども課や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。